

産業廃棄物処分業許可証



住 所 群馬県邑楽郡板倉町大字下五箇1865番地
氏 名 ウム・ヴェルト株式会社
代表取締役 矢島 孝昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 7年10月21日

許可の有効年月日 令和11年 7月31日

1. 事業の範囲

中間処理

【事業場①】

破 砕： 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）
及び陶磁器くず 以上4種類

圧縮梱包： 廃プラスチック類、紙くず、金属くず 以上3種類

【事業場②】

圧縮梱包： 廃プラスチック類、紙くず、金属くず 以上3種類

【事業場③】

破 砕： ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃ガラス瓶に限る。）
以上1種類

圧 縮： 金属くず（廃スチール缶及び廃アルミ缶に限る。） 以上1種類

圧縮梱包： 廃プラスチック類（廃ペットボトル及び軟質なものに限る。） 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地、処理施設及び保管施設の概要は別記のとおり

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、別記（1）に掲げる場所で行うこと。
- (2) 中間処理は、別記（2）に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指 令 番 号	変 更 内 容
平成12年 8月 1日	指令産廃第368号	新規許可
平成29年 7月20日	指令産廃第492-1号	変更許可（事業場③の追加、破砕施設、圧縮施設及び圧縮梱包施設の追加）
令和 5年 1月24日	指令東環第23-8号	更新許可（優良認定）
令和 7年10月21日	指令産廃第563-1号	変更許可（事業場④の追加、破砕施設、圧縮施設及び圧縮梱包施設の追加）
令和 8年 4月28日	—	変更届（事業場②の破砕施設及び保管施設の廃止）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

許可番号 01120053728

別記

(1) 施設等の所在地

【事業場①】 埼玉県久喜市河原井町47番4の一部 以上1筆 (面積851.47㎡)

【事業場②】 埼玉県久喜市河原井町46番 以上1筆 (面積2,070.48㎡)

【事業場③】 埼玉県加須市栄字六軒359番2、362番1、363番1、364番1、364番2、364番3 以上6筆 (面積2,903.86㎡)

(2) 処理施設の種類及び能力等

【事業場①】

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	4.16t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成12年 8月 1日 — —
	8.40t/日 (8時間)	木くず 以上1種類	平成12年 8月 1日 平成13年 2月 1日 破5-32
	4.72t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	平成12年 8月 1日 — —
	4.16t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず 以上1種類	
圧縮梱包施設	9.66t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成26年 1月31日 — —
	9.56t/日 (8時間)	紙くず 以上1種類	
	28.32t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	



【事業場②】

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
圧縮梱包施設	382.24t/日 (16時間)	廃プラスチック類 以上1種類	令和 5年 3月29日 — —
	327.68t/日 (16時間)	紙くず 以上1種類	
	481.28t/日 (16時間)	金属くず 以上1種類	

【事業場③】

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	30.66t/日 (12時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃ガラス瓶に限る。)以上1種類	令和 7年10月21日 — —
破砕施設	30.66t/日 (12時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃ガラス瓶に限る。)以上1種類	令和 7年10月21日 — —
破砕施設	30.66t/日 (12時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃ガラス瓶に限る。)以上1種類	令和 7年10月21日 — —
圧縮施設	19.88t/日 (12時間)	金属くず(廃スチール缶に限る。)以上1種類	令和 7年10月21日 — —
圧縮施設	7.49t/日 (12時間)	金属くず(廃アルミ缶に限る。)以上1種類	令和 7年10月21日 — —
圧縮梱包施設	24.36t/日 (12時間)	廃プラスチック類(廃ペットボトルに限る。)以上1種類	令和 7年10月21日 — —
圧縮梱包施設	2.24t/日 (12時間)	廃プラスチック類(廃ペットボトルを除き、軟質なものに限る。)以上1種類	令和 7年10月21日 — —

(3) 保管施設の種類及び能力等

【事業場①】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類、木くず 以上2種類	18.7㎡	2.0m(屋内)
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上2種類	13.6㎡	2.0m(屋内)
廃プラスチック類、金属くず 以上2種類	23.9㎡	2.0m(屋内)
紙くず 以上1種類	8.7㎡	2.2m(屋内) (1.0m ³ ボックスパレット×10個)

許可番号 01120053728

【事業場②】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類 以上1種類	27.6 m ²	2.5 m (屋内)
紙くず 以上1種類	12.4 m ²	2.4 m (屋内) (4.4m ³ メッシュ鉄箱×4個)
金属くず 以上1種類	6.2 m ²	2.4 m (屋内) (4.4m ³ メッシュ鉄箱×2個)
廃プラスチック類 以上1種類	42.8 m ²	2.5 m (屋内)
廃プラスチック類 以上1種類	28.0 m ²	2.5 m (屋内)

【事業場③】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類(廃ペットボトルに限る。)、金属くず(廃スチール缶及び廃アルミ缶に限る。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃ガラス瓶に限る。) 以上3種類	45.5 m ²	2.8 m (屋内)
廃プラスチック類(廃ペットボトルに限る。)、金属くず(廃スチール缶及び廃アルミ缶に限る。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃ガラス瓶に限る。) 以上3種類	18.0 m ²	2.3 m (屋内)
廃プラスチック類(廃ペットボトルを除き、軟質なものに限る。) 以上1種類	1.7 m ²	1.2 m (屋内) (1.3m ³ メッシュ鉄箱×1個)

(以下余白)